

第Ⅰ章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に介護保険制度が始まって11年が経過した今日、社会全体で支え合いながら高齢者が安心して暮らすことができる社会にするためには、介護保険制度はなくてはならないものになっています。

そうした中、平成27年には、現役世代を過ごしてきた団塊の世代（第一次ベビーブーム世代）が高齢者となることから、平成18年に介護保険の持続可能性の観点から介護保険法的大幅な改正を行い、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるための介護予防を推進するなど、高齢期における保健福祉サービスのありかたも大きな転換期を迎えています。

また、平成23年には、介護保険法の一部が改正され、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることが求められています。

このような状況にあって、日南市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護②予防③医療④生活支援⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情及び特性を考慮し、その地域にふさわしいサービス提供体制の実現につなげる必要があります。

さらに、第5期の最終年度となる平成26年度の高齢者介護の姿を念頭においた目標のもと、制度の持続可能性の確保、高齢化のピーク時に目指すべきケアシステムの達成、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、介護保険事業計画を含む高齢者保健福祉計画全般の見直しを行なう必要もあります。

このように、第5期においては、単純なサービス総量だけではなく、人口比率等からみた現在のサービス基盤の整備とともに、高齢化の進展に伴い「認知症支援策の充実」「医療との連携」「高齢者の居住に係る施策との連携」「生活支援サービス」の4項目について、地域の実情に応じた取り組みが必要です。

そのため、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという極めて重要な課題に対して、行政単位で目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものであることから、すべての高齢者を視野に入れ、介護保険の適正な運営はもとより、要介護状態とならないための高齢者福祉サービス、その他の関連施策も計画に反映させる必要があります。

第2節 計画の考え方と基本理念

本市の高齢化率は、平成22年10月現在30.5%でしたが、今後の人口予測によると、平成26年には33.1%になると見込まれています。

平成22年9月報告分での65歳以上の認定者数は3,387人、サービス受給者数は2,466人でしたが、平成23年9月報告分では認定者数が3,559人、利用者数が2,661人になるなど、年々、増加しています。

このような状況のもと、本市において「地域包括ケアシステム」を実現するには、まず、地域支援事業における介護予防事業をはじめ、予防給付にかかる介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ることが重要です。

また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、介護サービス等を含む地域におけるさまざまなサービスや資源を活用しながら、医療と介護の連携、在宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化することが重要です。

さらに、高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、高齢者やその家族に生活上のさまざまな不安が生じた場合に相談を受け付け、適切に関係機関へつなぐ等の対応が重要です。

そして、高齢者が介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」を確立することも必要です。そのために、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域における継続的な支援体制の整備を図り、さらに、施設に入所した場合でも、高齢者の意思、自己決定を最大限尊重したものとします。

このような本市における計画の考え方を踏まえ、本計画を実行するにあたっては、日南市総合計画の目標像である「すこやかに生きるやすらぎのまち」を踏まえ、第4期計画の基本理念である「共に支えあいやすらぎのある 豊かでいきいきとすこやかに暮らせるまち」で示された共に支えあう精神をより地域に根ざすため、以下のような基本理念を設定し、本市における高齢者保健福祉及び第5期介護保険事業の将来像とします。

～基本理念～

「地域」で守る高齢者の安全・安心、
見守りと気づきのまちづくり

第3節 介護保険制度の経緯

第1期から、今回の第5期までの介護保険事業制度の経緯は、以下の通りです。

第1期 制度開始(平成12年度～平成14年度)

- 「サービスを（1割の利用負担で）利用」の始まり
- ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ（在宅3本柱）の利用増加＋多様なサービスの実施

第2期 制度定着(平成15年度～平成17年度)

- 施設入所の適正化を図る
- 要支援、要介護1の軽度要介護者の掘り起こしが進む
- ケアマネジャー等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る

第3期 制度改正(平成18年度～平成20年度)

- 介護予防システムの構築
- 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- 「量」から「質」へ、「施設」から「在宅」へ、市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防するさまざまな施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期 改正後制度定着(平成21年度～平成23年度)

- 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- 介護療養病床廃止に向けた取り組み

第5期 改正後制度拡充(平成24年度～平成26年度)

今回の「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」の基本となる改正介護保険法が平成23年6月15日の参議院本会議で可決し、成立しました。

改正案に示された基本的な取り組み

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケアシステム）の推進
- 地域包括ケア実現のために、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握した事業計画の策定
- 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設
- 保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化
- 介護療養病床の廃止期限を猶予

第4節 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき策定しました。

◎老人福祉法第 20 条の 8（「市町村高齢者保健福祉計画」）

高齢者福祉事業の供給体制の確保に関する計画策定を定められています。

◎介護保険法第 117 条（「市町村介護保険事業計画」）

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画策定を定められています。

また、計画策定にあたっては、総合計画、健康増進計画、地域福祉計画、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めた各種計画と調和を図るものとします。

第5節 計画策定に向けた取り組み

1 高齢者のニーズ把握（介護保険事業計画等策定のためのアンケート調査）

本市では平成 23 年 7 月に、本市に住所を有する高齢者を対象に、介護保険事業計画等策定のためのアンケート調査を実施し、高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護・福祉サービスに対する意見を把握し、この調査結果を反映して計画策定にあたりました。

実施したアンケート調査の概要は、以下のとおりです。

（1）調査の目的

本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護・福祉サービスに対する意見を把握し、今後の高齢者保健福祉施策に活かすとともに、「日南市高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることを目的としています。

（2）調査の構成及び調査対象者

本市在住の 65 歳以上の高齢者のうち、① 65 歳以上の一般高齢者、介護保険要支援 1. 2 及び要介護 1. 2 の認定を受けている男女個人、② 介護保険要介護 3－5 の認定を受けている男女個人、③ 本市に居住する介護保険要介護 3－5 の認定を受けている施設入所者を対象としました。

(3) 調査の方法

郵送による配布・回収としました。

(4) 調査の期間

平成 23 年 7 月

(5) 回収結果

対象者	発送数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者・要支援・ 要介護 1、2	1,500	872	58.1%
要介護 3～5 在宅	250	134	53.6%
要介護 3～5 施設入所者	250	117	46.8%

2 関係団体及び事業者のニーズ把握

調査シートをいただいた本市内の関係団体 9 団体、介護保険サービス提供事業者 14 事業者を対象にしています。

(1) 関係団体

- ・ 日南地区地域包括支援センター
- ・ 北郷地区地域包括支援センター
- ・ 南郷地区地域包括支援センター
- ・ 日南市高齢者クラブ日南地区
- ・ 日南市高齢者クラブ北郷地区
- ・ 日南市高齢者クラブ南郷地区
- ・ 日南市シルバー人材センター
- ・ 日南市民生委員協議会高齢者部会
- ・ 日南市介護支援専門員連絡会

(2) 介護保険サービス提供事業者

- ・ 社団法人 6 事業者
- ・ 営利法人 4 事業者
- ・ 医療法人 3 事業者
- ・ 生活協同組合・農業協同組合 1 事業者



第6節 計画の期間

介護保険事業計画は、平成 27 年に向けて計画を推進していくため、平成 26 年度の目標を見据えた上で、平成 24 年度を始期とし、平成 26 年度までを一期とする第 5 期介護保険事業計画を策定します。

介護保険料についても、3 年毎に財政の均衡を保つこととされていることから、平成 23 年度中に介護保険事業計画の実施状況の点検と見直しを行い、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第 5 期計画とします。

高齢者保健福祉計画は平成 24 年度を始期とし、平成 26 年度までを一期とする計画を策定します。

■ 介護保険事業計画等のスケジュール ■

平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
第3期計画									団塊世代が高齢期に到達
		見直し	第4期計画						
					見直し	第5期計画			

